

# (案)

## 業務用自動車の賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と [redacted]  
[redacted](以下「乙」という。)との間に、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

第 1 条 乙は、甲に対し次にあげる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

ただし、自動車の登録番号及び車台番号は、納車後に確定するものとする。

(1) 車名・年式 [redacted]

(2) 登録番号 [redacted]

(3) 車台番号 [redacted]

(4) 塗料 [redacted]

(5) 数量 1台

(6) 付属品 別紙仕様書のとおり

2 契約締結時に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

(賃借期間)

第 2 条 この契約による賃貸借期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までとする。

(賃貸借の目的)

第 3 条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(車両の引渡)

第 4 条 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立会い、装備、外観、その他すべての点について賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。

2 引渡しするとき、すぐに分からない隠れた瑕疵があったときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(賃貸借料)

第 5 条 賃貸借料は総額 [redacted] (月額 [redacted] 円 × 60 ヶ月)とする。

(うち取引に係わる消費税総額は、 [redacted] 円)

(注)「取引に係わる消費税総額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項の賃貸借料は毎月払いとし、乙は甲に対し、毎月、前月分の賃貸借料の支払を請求するものとする。

甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第 6 条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は、免除とする。

(公租公課)

第 7 条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

**第 8 条** 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次にあげる自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 (自家用自動車総合保険)  
保険金額 当該新車価格 (免責金額 0万円)
- (2) 対人賠償責任保険  
保険金額 無制限(1事故につき)(免責金額 0万円)
- (3) 対物賠償責任保険  
保険金額 無制限(1事故につき)(免責金額 0万円)
- (4) 搭乗者傷害責任保険  
保険金額 1,000万円 (1名につき)

(保守点検)

**第 9 条** 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
  - (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
  - (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
  - (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換(タイヤ、バッテリーを含む)
- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

**第 10 条** 乙が前条に規定する保守点検を行なうため、甲が必要としたときは乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

**第 11 条** 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(損害賠償責任)

**第 12 条** 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約違反者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄)

**第 13 条** この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判とする。

(解除)

**第 14 条** 契約の締結後、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、甲は本契約を解除できるものとする。

- 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反した時は、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人または団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事

乙